

11) グローバリゼーション部門

ハズハ・ブラニスラヴ（准教授・知的財産法）

平成24年度10月～3月におけるセンターでの研究活動として、次の2つの研究プロジェクトを中心に行った。

まず、平成22年度からスタートした科学研究費若手研究（B）プロジェクト「権利者・利用者双方に親和的な情報通信技術・サービスを構築する効率的な法の創造」の終盤を迎えて、著作権に関する意識をテーマに札幌市で過去2年間実施した街頭調査および郵送調査の分析結果の信頼性を高めるために、平成24年12月、札幌市で実施した上記アンケート調査と同様の内容で、日本全国を対象とするオンライン調査を行った。具体的には、世論調査会社に依頼し、883件の有効回答データを集めた。オンライン調査により得られたデータを分析した上で、札幌市で実施した街頭調査と郵送調査によって集められたデータと比較した。オンライン調査の結果によって、札幌市で行った2つの実証調査の信頼性が確認されたのみならず、ユーザーが著作物の利用に際してどのような行動を取るかといった意思決定を左右する新たなファクターも見出された。

本研究は、著作権法の伝統的な境界線（すなわち、著作物を商業目的で大規模に利用する行為に対する規制）が、一般の人々に対して強力な説得力を有しているということを明らかにした。他方、著作権法の近年の改正は、個人の著作物の利用について、それがたとえ非商業的で私的目的のものであっても、様々な態様の利用を禁止することに焦点を当てているが、一般の人々に対して必要な説得力を欠き、それゆえ執行にコストがかかっている、ということも本研究による実証調査から窺い知ることができる。本研究の成果はまた、刑事罰化や抑止に基づくアプローチの限界を示し、与えられた著作物の機能性（利用態様の多様化）を向上させることが、人々の著作権法の遵守にとって好ましいことも明らかにしている。

平成24年度10月～3月における本研究プロジェクトの成果として、以下のシンポジウムで報告するとともに、論文2本を公刊した。

<シンポジウム>

1. Branislav Hazucha and Marcel Rešovský, “Copyright, Technological Switch and Pre-recorded Media Sales: A Case of Music Industry in Japan”, the Third Asia-Pacific Innovation Conference, Asia Pacific Innovation Network, Seoul National University, Seoul, 13-14 October 2012

2. Branislav Hazucha, “Copyright, Social Norms and Multi-Agential Governance”, グローバルCOE総括シンポジウム“Establishing a New Global Law and Policy for Multi-Agential Governance”, 北海道大学大学院法学研究科, 札幌, 2012年11月24-25日

<論文>

1. Branislav Hazucha, 劉曉倩, 渡部俊英, “Copyright, Protection Measures and Their Acceptance by Consumers”, in Katja Weckström et al. (eds.), CACL 2012: Governing Innovation and Expression: New Regimes, Strategies and Techniques 147-178 (Turku: University of Turku, 2013)

2. Branislav Hazucha, 劉曉倩, 渡部俊英「ユーザーから見た著作権とその保護手段のあり方」知的財産法政策学研究 41 号 179-208 頁 (2013) [柳瀬貴子・訳]

また、平成 24 年度から、公益財団法人 KDD I 財団の調査研究助成を受けて、「情報通信技術の標準に関する知的財産権政策」という研究プロジェクトを開始した。平成 24 年度の主たる目標は、次年度に予定している、主要な標準策定機関に対するインタビューに備え、権利対象となっている技術（特許権等の対象となっている技術を指し、以下「権利対象技術」という）が国内外の技術標準において実際にどう使用されているかについてのデータを収集することであった。こうしたインタビューを通して、情報通信技術分野における効率的な知的財産権政策の設計についての本研究の追加的なインプットを得ることができると考えている。技術標準に権利対象技術を導入することについて、現状に関する実証データは既に収集済みであり、以下のような一次的な分析が完了している。

1. 国際レベル、欧州レベル、国内レベルの主要な標準策定機関（ISO/IEC、ITU、TIA、ETSI、IEEE、ECMA、ARIB 等）へ提出された、必須特許保有宣言に関するデータの分析

2. 主要な標準策定機関による、情報通信技術分野の技術標準に関する知的財産権ポリシーの分析

3. 情報通信技術の複数の技術標準下における、主たるパテントプールの運用に関する歴史的データの分析

こうした一次的な分析を通じて、権利対象技術の技術標準への導入に関し以下の重要な点が明らかになった。

第一に、権利対象技術の技術標準への導入は、主に限られた分野の技術標準にしか関係しないが、情報通信技術や溶接技術といった分野の技術標準においては非常に重要であるという点である。そして、たとえこれらの分野内であっても、必須特許の宣言の大多数は少数の特定の技術標準に関して行われている。

第二に、個別の特許宣言に関する研究によって、多くの企業が公平かつ合理的、非差別的な条項（FRAND 条項）の下で必須特許を無条件にライセンスしている一方で、クアルコムやノキアといった特定の細分化市場における少数の主要なプレイヤーは、自らが保有する大規模な特許ポートフォリオを使用することにより、採用された技術標準の実際の中身がポートフォリオと一致するように仕向けているということが明らかになった。たとえば、このような企業は自らの保有する必須特許を、彼らが提案した解決策が最終的な技術標準の仕様書に組み込まれることを条件にライセンスしている。

第三に、宣言されている必須特許を研究することによって、必須特許は技術標準のあらゆる段階で出願されているものの、登録された必須特許の質及び量は技術標準のどの段階で出願されたかによって著しく異なっていることが明らかになった。

そして最後に、様々な標準策定機関による知的財産権ポリシーを個別に研究することを通じて、技術標準への権利対象技術の導入に向け、それぞれの標準策定機関によって大きく異なるアプローチが用いられていることが分かった。

平成 25 年度は、引き続き国際機関（WIPO、UNCTAD 等）や各国政府（米国行政庁、欧州委員会など）、標準策定機関、研究者による、技術標準と知的財産権との関係を扱う研究について検討を行いながら、技術標準に関する知的財産権ポリシーの近時の動向について、主要な標準策定機関に対するインタビューを進めていく予定である。